

高知県子ども・子育て支援会議運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、高知県子ども・子育て支援会議設置条例（平成25年高知県条例第30号）第8条の規定に基づく高知県子ども・子育て支援会議（以下「支援会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(代理人の出席等)

第2条 会長は、構成員が会議に出席できない場合であって、当該構成員からあらかじめ申し出があったときは、代理人の出席を認めることができる。

2 代理人は、会議に出席し、発言することができる。

(部会)

第3条 会長は、専門の事項を調査又は検討させるため、必要に応じて部会を設置することができる。

- 2 部会に属する委員は、調査又は検討事項に応じて会長が指名する。
- 3 部会長は、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 部会は、その調査又は検討事項に関する調査等が終了したときは、解散する。

(支援会議の庶務)

第4条 支援会議の庶務は、高知県地域福祉部少子対策課において処理する。

(雑則)

第5条 この要領に定めるもののほか、支援会議の運営に必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成25年8月12日から施行する。

附 則

2 この要領の改正は、平成27年7月17日から施行する。